

四国中央市少年補導委員連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、四国中央市少年補導委員連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、四国中央市の各地域における少年補導活動の活発化を図り、合わせて補導委員相互の資質の向上と連携の強化に努め、少年の非行防止と健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 問題行動防止を目指す補導活動
- (2) 地域の実情にあった補導活動
- (3) 環境浄化活動
- (4) 広報及び啓発活動
- (5) 研修及び調査活動
- (6) 相談活動
- (7) 関係機関及び団体との連携強化活動
- (8) 前各号に定めるもののほか、目的達成のために必要と認める活動

(事務所)

第4条 協議会の事務局は、四国中央市少年育成センターに置く。

(組織)

第5条 協議会は、少年補導委員をもって組織する。

2 協議会に川之江、三島、土居及び新宮地域に次の支部及び地区会を置く。

- (1) 四国中央市少年補導委員連絡協議会川之江支部
川之江地区会 金生地区会 上分地区会 妻鳥地区会 金田地区会
川滝地区会
- (2) 四国中央市少年補導委員連絡協議会三島支部
松柏地区会 三島東地区会 三島西地区会 中曽根地区会
中之庄地区会 寒川地区会 豊岡地区会
- (3) 四国中央市少年補導委員連絡協議会土居支部
関川地区会 土居地区会 小富士地区会 長津地区会 北地区会
- (4) 四国中央市少年補導委員連絡協議会新宮支部
新宮地区会

3 前項の支部及び地区会に支部長及び地区長を置き、支部長は当該支部の地区長の互選に、地区長は地区会の少年補導委員の互選により選任する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長（支部長・地区長） 1名
- (2) 副会長（支部長） 3名
- (3) 地区長 若干名

2 役員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は、支部長及び地区長の互選により選出する。

(2) 副会長は、会長が所属する支部以外の支部長 3 名をもって充てる。

3 会長及び副会長は、総会の承認を得て選任する。

(任務)

第 7 条 役員の職務は、次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長が指名した副会長がこれを代理する。

4 支部長は、当該支部の協議会を代表し、会務を総括する。

5 地区長は、当該地区の補導委員会を代表し、会務を総括する。

6 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第 8 条 総会は、協議会の最高決議機関とする。

2 総会は、毎年 1 回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会長、副会長及び地区長をもって組織し、会務遂行計画について審議する。

2 役員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 役員会の会議は、出席者の過半数で決する。

(支部長会)

第 10 条 支部長会は、会務遂行計画素案審議をする。

(委任)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成 1 6 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 7 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 1 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 3 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 4 年 6 月 6 日から施行する。